

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第253回 独占民事紛争事件の最新司法解釈

中国最高人民法院（以下、最高裁という）は、『独占民事紛争事件の審理における法律の適用に関するいくつかの問題の解釈』（以下、本解釈という）を公布し、7月1日から施行した。昨今、日系企業は行政事件のほか独占行為絡みの民事訴訟にも直面するため、民事事件処理の適用上、非常に重要且つ参考となる本解釈について以下に解説する。

◇最高裁公表の日系企業関連典型事例

本解釈と同時に、最高裁は独占禁止民事事件の事例を5件公表し、うち1件は日系企業に関わっている。中国A社は、日本B社に特許使用許可を再三要請したが拒否され、「取引拒否など市場支配的地位の濫用行為の停止と損害賠償」を要求し、B社を提訴した。一審はA社の主張を支持し、B社に490万元の賠償を命じる判決を下したが、B社はこれを不服とし最高裁に上訴した。最高裁は、本件の関連市場は特許許可市場ではなく、係争中の製品の生産技術市場であるとし、B社は特許を有するが、生産技術市場において支配的地位にはないと判断し、一審判決を破棄し、A社の訴訟請求を棄却した。

本件判決は、特許を持つ企業が必ずしも関連市場で支配的地位にいるとは見なされないという点を明確にしたことに重要な意義がある。

◇本解釈の重要ポイント

- 1、独占民事事件とは、独占行為によって民事主体が損害を受け、契約内容や事業者団体の定款、決議、決定などが独禁法に違反していることで紛争が起き、独禁法に基づき裁判所に民事訴訟を提起した事件を指す。
- 2、独占民事事件では、知的財産権裁判所と特定の中級人民裁判所が専属的に管轄する。地域管轄では、民事訴訟法の権利侵害紛争、契約紛争などの関連規定を適用し確定する。
- 3、裁判所は当事者に訴えられた独占行為に関連する行政法執行、仲裁、訴訟などの状況提供を求めることができ、当事者が事実通りの提供を拒否するなら、裁判の重要な考慮要素とされる。
- 4、独占禁止行政法執行機関の処理決定に行政訴訟が提起されていない、又はその決定が既に裁判所発効の判決によって確定している場合、これを十分に覆す相反する根拠がある場合を除き、原告はその処理決定で認定された事実を民事事件上で証明する必要はない。
- 5、専門証人制度と民事公益訴訟制度が導入された。
- 6、独占禁止行政法執行機関が起訴された独占行為について既に立件調査を行っていた場合、裁判所は訴訟中止を裁定できる。

7、原告と被告の立証責任規則を詳細に規定していることから、現在の立証要求はかなり厳しく、高い基準となっている。

8、独占合意について

(1) 協同行為における行為の一致性について被告が合理的に釈明できない場合、協同行為の成立が認定できる。

(2) 水平的独占合意を結ぶ事業者には、支配関係にあるものや一経営実体と見なされる事業者は含まれない。

(3) 垂直的独占合意については、有利な競争効果が不利な競争効果を明らかに上回ると証明できる場合、合意が競争効果を排除・制限していないと認定される。

(4) 事業者がデータ、アルゴリズム、技術などの手段を用いて独占合意を達成実施した場合は認定される。

(5) 事業者、事業者グループなどが、他の事業者を組織し独占合意を達成・実施したり、そのために実質的支援を提供し、原告に損失を与えたりした場合、組織的行為を行った事業者、事業者グループが連帯責任を負うという原告の主張は支持される。

9、市場支配的地位の濫用について

(1) 原告は、被告が関連市場内で支配的地位を有すること、及び市場支配的地位を濫用したことに対し立証責任を負う。

(2) 市場支配的地位濫用行為の各種認定基準を詳細に規定し、被告が知的財産権を有するだけでは市場支配的地位を推定できないと規定した。

(3) プラットフォーム内事業者が提訴し、プラットフォーム事業者がデータ、アルゴリズム、技術、プラットフォーム規則などを利用し市場支配的地位濫用やその他違法行為の実施を主張した場合、事件状況により独禁法、電子商取引法に基づき判決を下す可能性がある。

10、民事責任

(1) 被告が独占行為を実施し、原告に損失を与えた場合、侵害の停止、損失の賠償など民事責任を負うよう判決を下すことができる。

(2) 原告が訴えられた独占行為により受けた損失には、直接損失及び当該行為が未発生であった場合得られる利益の減少分が含まれる。

(3) 裁判所は原告の訴訟請求と具体的な事件状況に基づき、原告の合理的支出を損失賠償範囲に計上する。

◇日系企業へのアドバイス

本解釈は、今後この種の事件対応が一層複雑且つ専門的になることを示しており、これは行政法執行事件の対応傾向とも一致している。また、事件の審理は主に知財裁判所が担当し、知財案件の裁判ルールにも相当類似性があるため、専門家のサポートを得て適切に対応する必要がある。

北京に鉄道で到着の砂と碎石、今年は77.4%増

中国メディアの新京報によると、国有鉄道会社の中国鉄路北京局は、コンクリートの骨材などとして使用するために、同社が今年1～6月に北京に運び入れた砂や碎石は前年同期比77.4%増の176万9000トンだったことを明らかにした。輸送手段をトラックから鉄道に切り替える「モーダルシフト」の推進や物流コスト低下に寄与した。